

## (11) 児童相談所の強化等に向けた取組

## 1. 策定要領

## ① 中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

- ・ 中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、設置に向けた人材確保等をはじめとする中核市・特別区における具体的な懸案・課題等を適切に把握した上で、各都道府県における支援策等の具体的な計画を策定すること。

## ② 都道府県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

- ・ 児童相談所における各都道府県（児童相談所）職員の配置など、こども家庭ソーシャルワーカーをはじめとしたこども家庭福祉人材の確保・育成のための、具体的な計画を策定すること。

## ○計画策定にあたっての主な留意事項

## ① 中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

- ・ 児童相談所設置に向けて、都道府県内の中核市・特別区の設置に係る意向、希望する中核市・特別区の計画を踏まえた都道府県のスケジュール、都道府県における中核市・特別区の人材養成等に関する事項等を計画に記載すること。

## ② 都道府県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

- ・ 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿った都道府県（児童相談所）の職員の配置、研修の実施方法・時期等を計画に記載すること。なお、医師及び弁護士確保については、常勤職員としての配置又はこれに準ずる措置等の具体的な取組を計画に記載すること。
- ・ 都道府県内に管轄人口が100万人を超える児童相談所を有する場合には、新たな児童相談所の設置等具体的な改善方策を計画に記載すること。

## (必要的記載事項抜粋)

計画策定項目に直接関係するものはなし。

## ※資源の必要量等

## ① 中核市の児童相談所設置に向けた取組

<中核市における児童相談所の設置状況及び今後の設置見込み>

中核市	設置検討状況（令和6年10月時点）
豊中市	令和7年4月より開所予定
東大阪市	令和10年度中に設置予定
枚方市	設置に向けて検討中

- ・児童相談所設置を表明した中核市については、業務に関する必要な知識・技術の習得のため、当該中核市の職員を各子ども家庭センター（一時保護所含む）において数か月～1年単位で受け入れ、研修を行っている。

＜受入研修実績（令和6年10月現在）＞ (人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
豊中市	2	5	11	24
東大阪市	—	—	2	4

## ② 都道府県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

＜児童相談所の管轄人口（令和2年度国勢調査）＞ (人)

	現状
中央子ども家庭センター	1,139,459
箕面子ども家庭センター	670,777
吹田子ども家庭センター	1,144,378
東大阪子ども家庭センター	827,357
富田林子ども家庭センター	592,506
貝塚子ども家庭センター	884,635

□第三者評価を実施している児童相談所数

- ・令和5年度から毎年1か所、計画的に実施

実施年度	実施センター
令和5年度	中央子ども家庭センター
令和6年度	貝塚子ども家庭センター
令和7年度（予定）	東大阪子ども家庭センター
令和8年度（予定）	吹田子ども家庭センター
令和9年度（予定）	富田林子ども家庭センター
令和10年度（予定）	箕面子ども家庭センター

□児童福祉司、児童心理司の配置数

増員の状況

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
児童福祉司	199名	224名	245名	265名	284名	301名
児童心理司	47名	57名	69名	81名	93名	105名

児童福祉司、児童心理司ともに引き続き計画的に増員予定

参考：令和6年度時点での児童福祉司配置標準458人、児童心理司配置標準229人  
ただし、今後中核市の児童相談所設置により府子ども家庭センターの国配置標準（必要数）が減少する見通し

□市町村支援児童福祉司の配置数

- ・平成30年度より全子ども家庭センター（6か所）に各1名配置

□児童福祉司スーパーバイザーの配置

- ・令和6年4月時点の配置数 93人  
児童福祉司の増員に伴い、増配置。

□医師の配置数

- ・各子ども家庭センターの配置数  
常勤：中央2名  
非常勤：12名（6センター合計）  
※危機介入援助チームへの登録医師については、令和6年9月時点で19名

□保健師の配置数

- ・平成14年度より3か所の子ども家庭センターに計4名配置（中央のみ2名配置）  
・令和2年より6か所の子ども家庭センターに各1名配置

□弁護士（危機介入援助チームの登録数 R6.9時点）

- ・大阪府児童虐待等危機介入援助チームは、深刻な児童虐待等権利侵害の訴えに対し、必要な調査、相談及び調整を行うとともに、大阪府子ども家庭センター等関係機関と連携して、子どもの権利を保護する等子どもの最善の利益を図ることを目的として、大阪府が設置したもの。
- ・各センター担当弁護士（複数）が定例相談に応じるほか、随時、必要に応じて登録弁護士に法的相談が可能な体制を構築。
- ・R6年9月時点で108名登録、毎年数名ずつ新規登録及び登録辞退があるが、100

名規模を維持。

□こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修  
府の福祉専門職全体の系統的な研修に加え、法定研修、さらに児童福祉司・児童心理  
司の業務に必要な技術等を獲得するための座学やロールプレイによる研修を実施

- ・児童福祉司任用後研修
- ・SV研修
- ・スタートアップ研修（新規採用職員・新任職員向け研修）
- ・フォローアップ研修（新規採用職員・新任職員向け研修）
- ・ロールプレイ研修（子ども家庭センター3～5年職員対象）
- ・MY TREE研修（保護者支援プログラム）
- ・こころケア研修（中央子ども家庭センター診療所「こころケア」主催）
- ・被害事実確認面接周知研修
- ・ライフストーリーワーク研修（社会的養護の子どもたちの生き立ち整理）
- ・里親委託推進に向けた研修
- ・親支援担当児童心理司研修（保護者支援時に必要な着眼点等）
- ・非行相談実務者研修

□専門職採用者数

大阪府においては児童福祉司は社会福祉職（福祉専門職）として採用

（整備・取り組み方針）

□管轄人口100万人を超える児童相談所について

- ・令和3年に改正され、令和5年4月に施行された児童福祉法施行令において、児童相談所の管轄区域人口は基本として「概ね50万人以下」を基準（参酌基準）とする」と定められた。その後、公布通知において、「この基準は管轄人口20万人から100万人までの範囲が目安となる趣旨」とされた。
- ・大阪府においては、中央子ども家庭センター及び吹田子ども家庭センターが既に管轄人口100万人を超えている状況。
- ・令和7年度に豊中市が児童相談所を設置（箕面子ども家庭センターの管轄人口減少）（※1）
- ・執務室の狭隘化が進んでいる吹田子ども家庭センターについては、令和9年度に茨木市に移転すると同時に、管轄を変更（吹田市を箕面子ども家庭センターの管轄に変更）する方向で検討中（※2）
- ・令和10年度中に東大阪市が児童相談所を設置予定（※3）
- ・枚方市が今後児童相談所を設置する方向で検討中であり、枚方市の児童相談所設置

により、中央子ども家庭センターの管轄人口は100万人を下回る見込み。引き続き、枚方市の動向を注視し対応を検討。

《大阪府の状況及び今後のシミュレーション》

(人)

	R2 国勢調査	R7	R8	R9	R10
中央子ども家庭センター	1,139,459	1,139,459	1,139,459	1,139,459	1,139,459
箕面子ども家庭センター	670,777	269,219 ※1	269,219	654,786 ※2	654,786
吹田子ども家庭センター	1,144,378	1,144,378	1,144,378	758,811 ※2	758,811
東大阪子ども家庭センター	827,357	827,357	827,357	827,357	333,417 ※3
富田林子ども家庭センター	592,506	592,506	592,506	592,506	592,506
貝塚子ども家庭センター	884,635	884,635	884,635	884,635	884,635

(取組方針)

□中核市の児童相談所設置に向けた取組

- ・中核市に対し、定期的に児童相談所設置意向の有無を確認のうえ、設置を目指す中核市に対し、児童相談所が円滑に設置されるよう支援
- ・中核市からの派遣研修の受入れや研修の実施等により、人材育成に協力
- ・児童相談所運営に関する情報提供 等

□都道府県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

- ・児童相談所の機能強化を図るための児童福祉司等の計画的な増員
- ・若手職員の一層丁寧な育成体制の確保（研修の充実、OJT体制の強化）

3. 進捗の自己点検及び評価の方法

- ・評価指標の補足

(評価のための指標例)

資源の必要量項目と同様。